

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日は、翌日がと日)
(の翌日がと日)

市町村長に対する事務の委任に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、別に定めるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第二項の規定に基づき知事の権限に属する事務を市町村長に委任することに関する必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 知事は、別表の上欄に掲げる事務を、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村長に委任する。ただし、当該事務に係る事案が二以上の市町村の区域にわたる場合には、この限りでない。

(補則)

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関する必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に知事又は知事の権限に属する事務の委任を受けた者に対してなされている申請等に係る許可等の処分その他の行為で、この規則の施行の日以後において市町村長の権限に属することとなる事務に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に知事又は知事の権限に属する事務の委任を受けた者がした許可等の処分その他の行為で、この規則の施行の日以後において市町村長の権限に属することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、当該市町村長のした許可等の処分その他の行為とみなす。前項の規定においてなお従前の例によることとされる許可等の処分その他の行為についても、当該行為のあつた日以後において、同様とする。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

4 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第十三号及び同項課長専決事項の欄第十二号中「次に掲げる」を「商店街振興組合連合会に係る次に掲げる」に改める。

別表第三農蚕園芸課の項課長専決事項の欄第六号(一)中「命令」の下に「(市町村長に対する事務の委任に関する規則(昭和五十六年六月鳥取県規則第四十六号)別表第六号(二)の規定により市町村長に委任された事務を除く。)」を加え、同欄第七号中(二)を削り、(二)を(三)とする。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

5 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第五十三号中(六)を削り、(七)を(六)とし、(八)から(四)

までを(七)から(九)までとし、同項第五十四号を次のように改める。

五十四 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)第一

条第一項の規定による保健指導票の交付

別表第四地方農林振興局長の項第一号中(六)から(八)までを削る。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

6 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年十月鳥取県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(書面の提出部数)

第四条 この規則の規定により知事に提出する書面の部数は、二部(正本一部、副本一部)とする。

様式第一号のその二中「 年 月 日付鳥取県指令 第 号」を、「 年 月 日付 第 号」に改める。

様式第二号の表面中「行なう」を「行う」に、「鳥取県知事 (印)」を、「農政大臣 (印)」に改める。

別表(第二条関係)

一 戰傷病者特別援護法施行令(昭和三十八年政令第三百五十八号)第十三条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(二) 第二十条第一項の規定による更生医療の給付の要否の

決定

(二) 第二十条第四項の規定による更生医療に要する費用の

各市長

支給の要否の決定

(三) 第二十二条第一項の規定による補装具の支給及び修理の要否の決定

(四) 第二十二条第四項の規定による補装具の購入及び修理に要する費用の支給の要否の決定

(一) 戰傷病者特別援護法施行規則(昭和三十八年厚生省令第46号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(二) 第十二条に規定する更生医療給付請求書の受理
(三) 第十三条第一項の規定による更生医療券の交付
(四) 第十四条に規定する補装具支給請求書及び補装具修理請求書の受理

各市長

(二) 第六条の規定による母子健康手帳の再交付
五 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第八十八条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務のうち商店街振興組合に係るもの

各市長

六 食糧管理法施行令(昭和二十二年政令第三百三十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の四第一項の規定による米飯提供業者の登録
(二) 第五条の四第二項において準用する第五条第一項の規定による米飯提供業者の登録の取消し
(三) 第七条の規定による米飯提供業者に対する必要な命令

各市町村長

七 食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十五条の四第三項の規定による米飯提供業者の登録の更新
(二) 第三十五条の四第四項の規定による米飯提供業者の登録をした場合の米飯提供業者登録票の交付及び米飯提供業者の登録の公表

各市町村長

(三) 第三十五条の四第五項において準用する第七条第一項前段の規定による米飯提供業者の登録をしなかつた場合及び米飯提供業者の登録を取り消した場合の通知

(四) 第三十五条の四第六項において準用する第三十五条の二の規定による氏名等の変更の届出の受理、営業所の所在地の変更の承認並びに営業所の所在地の変更の承認等

三 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十六条の規定による母子健康手帳の交付

各市町村長

四 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による母子健康手帳の追加交付

各市町村長

(二) 第五条の規定による母子健康手帳の交付

(三) 第五条の規定による母子健康手帳の追加交付

の通知及び承認をした場合の公表

(五) 第三十五条の五第二項において準用する第七条第一項

前段の規定による米飯提供業者の登録の更新をしなかつた場合の通知

(六) 第三十五条の五第三項において準用する第三十五条の四第四項の規定による米飯提供業者の登録の更新をした場合の米飯提供業者登録票の交付及び米飯提供業者の登

録の更新の公表

八 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条

第九項に規定する保安林における緊急伐採等に係る届出書

の受理

九 駐車場法(昭和三十二年法律第六号)に基づく知事の

権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条に規定する路外駐車場の設置に係る事項の届

出及び届け出である事項の変更の届出の受理

(二) 第十三条第一項に規定する管理規程の届出の受理

(三) 第十三条第四項に規定する管理規程に定めた事項の変更の届出の受理

(四) 第十四条に規定する路外駐車場の休止等の届出及び供

用の再開の届出の受理

(五) 第十八条第一項の規定による報告及び資料の提出の要

求並びに立入検査

(六) 第十九条第一項の規定による是正のために必要な措置

の命令及び路外駐車場の供用の停止の命令

(七) 第十九条第二項の規定による弁明のための証拠の提出の機会の供与

十 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十一号)に基づく知事の権限に属する事務

米子市長

告示

鳥取県告示五百二十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十六年六月一日

鳥取県知事 平林鴻

三

5 昭和56年6月1日 月曜日

鳥 取 県 公 報

(号外) 第34号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報												保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所 (市町村名)	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
土砂流出防備保安林												水源かん養保安林		
水源かん養保安林												土砂流出防備保安林		
鳥取	岩美	八頭	氣高	岩美	鳥取	八頭	氣高	岩美	鳥取	八頭	氣高	鳥取		
福	國	岩	郡	河	家	河	原	用	船	佐	用	船	智	八
高	部	府	美	家	原	郡	瀬		岡	治	瀬	岡	頭	東
								赤波	水口	殿				
								平池	平明	喜才	谷山			
								ノ内下	見谷	東				
七三・九四	○	五・三八	一〇	九・五一	六・八四	一・六〇	九二	○	四六	○	三八	一・二・三〇	一・八八	一・八一
七六	〇	三八	一〇	七〇	一・五八	一・六〇	九二	〇	四〇	〇	四〇	一・一・一〇	一・八八	九・八八
氣	鳥	福	國	岩	郡	河	鳥取地区	赤波	平池	平明	喜才	谷山	佐	用
高	取	部	府	美	家	原		ノ内下	見谷	東	東		船	智
													八	若
													桜	八頭地区

鳥取県公報												千害防備保安林	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	千害防備保安林
鳥取	岩美	八頭	氣高	鳥取	八頭	氣高	鳥取	八頭	氣高	鳥取	八頭	氣高	鳥取	八頭	
日野	西伯	米子	東伯	倉吉	東伯	倉吉	東伯	倉吉	東伯	倉吉	東伯	倉吉	鳥取	岩青鹿	
中府溝口	江	伯栄郷	東大東		東関三東								鹿	岩青鹿	
													野	美谷野	
													水谷	長谷	
													高路	長谷	
													水谷	長谷	
杉	金	楓	大	宮	大	栗	志	志	東	大	宮	栗	倉吉地区		
地	屋	楓	下	宮	内	原	志	東	志	大	宮	志	倉吉		

○	六一	六六	一四	○	○	○	一〇	○	一	一〇	一〇	一	一〇	一〇
	六七	一四	三八	三八	三七	八〇	三〇	四	六六	七六	三〇	三〇	三〇	三〇
中	米子地区	杉	金	楓	大	宮	大	栗	志	東	志	東	倉吉	倉吉

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定額一部一箇月千二百円(送料を含む。)】

水源	林	土砂流出防備保安	安	千害防備保安	林
"	"	"	"	"	"
日野	西伯	日野	米子	"	"
日野	西	大江溝	西岸会	大	
南野	日伯	山府口	伯本見	山	
伐株	寺法長赤字一ほ宮				
	勝田松大か内				
大谷奥	か孝門				
	二靈				
	字山				
	ほ野				
一、二 二・五 二・六 二・七 八	○○○○○	二・二 一〇 四四	一・一 一八 六	三・一 一〇 三	四・一 一〇 五
日日	日野地区	大谷奥	法勝寺	孝靈山	門領宮内
南野				野坊	江溝米西岸会
				府口	子伯本見山